

中小企業のための

官公需施策と 官公需適格組合の活用

平成22年7月



全国中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp/>

1

中小企業へ官公需の発注を

わが国の中小企業は、企業数で99.7%、雇用者数では69.4%を占め、産業のあらゆる分野で活躍し、経済社会の“活力の源泉”となっています。特に地域社会においては、伝統産業や地場産業等の地域産業集積の基盤となり、雇用の場の提供のほか、地域コミュニティの推進や地域文化の継承等においても重要な役割を果たしています。

平成22年6月18日、「中小企業憲章」が閣議決定されました。

中小企業憲章は、「政府が中核となり、国が総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これらより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう」定められたものです。

この憲章の「行動指針」のひとつに「国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める」ことが明記されています。

また、国では、これらの官公需を中小企業が受注し、経営の強化に役立てていけるよう「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）を定め、中小企業者の官公需の受注機会増大に向けて、以下の措置を講じています。



～官公需を活用した地域中小企業の経営基盤強化～

1. 中小企業者の受注機会の増大の努力

国等は物件の買入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、この場合において契約の相手方として“組合”を活用するように配慮しなければならないこと。

2. 中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等

受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業向けの契約目標額と受注機会増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年度閣議決定し、公表すること。

平成22年度においては、国等の機関（各省庁と公庫、独立行政法人）の官公需総予算額は、6兆8,796億円、そのうち中小企業者向け契約目標額は、3兆8,656億円（比率56.2%）とすることが閣議決定されています。

3. 国等の契約の実績の概要の通知

契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること。

4. 各省各庁の長等に対する要請

経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請すること。

5. 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならないこと。



官公需適格組合

組合による共同受注と官公需適格組合

中小企業の制約の多くは、経営の規模が小さいことに起因するものが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。

国では、中小企業者によるこうした積極的な取り組みを支援するため、官公需法第3条において「・・・国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

こうした中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが官公需適格組合制度です。

官公需適格組合制度は、その普及のため、国等の契約の方針において、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定められています。

さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例」の活用、「官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表」を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」こととなっています。

官公需適格組合となるための基準は以下のとおりです。

物品・役務関係組合の証明基準

- イ. 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ロ. 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ハ. 常勤役職員が2名以上いること
- ニ. 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ホ. 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ヘ. 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ト. 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること

工事関係組合の証明基準

上記の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。

- チ. 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること
- リ. 工事1件の請負代金の額が1,500万円（電気、管工事等は500万円）以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名は受注しようとする工事の技術者であること
- ヌ. 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

2 官公需適格組合

官公需適格組合は、現在全国に826組合（平成21年12月末現在）あり、それぞれの分野で積極的な事業活動をしています。

物品、役務、工事別の組合数は以下のとおりです。

◇物品関係……………206組合

- ・ 繊維製品（織物、外衣・下着類、絨毯、シーツ、テーブルクロス等）
- ・ 家 具（木製・金属製家具、黒板、金庫等）
- ・ 印 刷（各種印刷物、罫紙等）
- ・ 石油製品（潤滑油、燃料等）
- ・ 事務用品（筆記用具、事務用品、帳簿類等）

◇役務関係……………391組合

- ・ 設計業務 ・ 測量業務 ・ 自動車整備 ・ 輸送業務
- ・ 建物サービス 等

◇工事関係……………229組合

- ・ 建設工事 ・ 土木工事 ・ 建築工事 ・ 電気工事 ・ 管工事
- ・ 造園工事 ・ 畳工事 等

<条例を策定し、官公需を推進>

A 県の官公需条例

(受注機会の確保)

第19条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

【趣旨・背景】

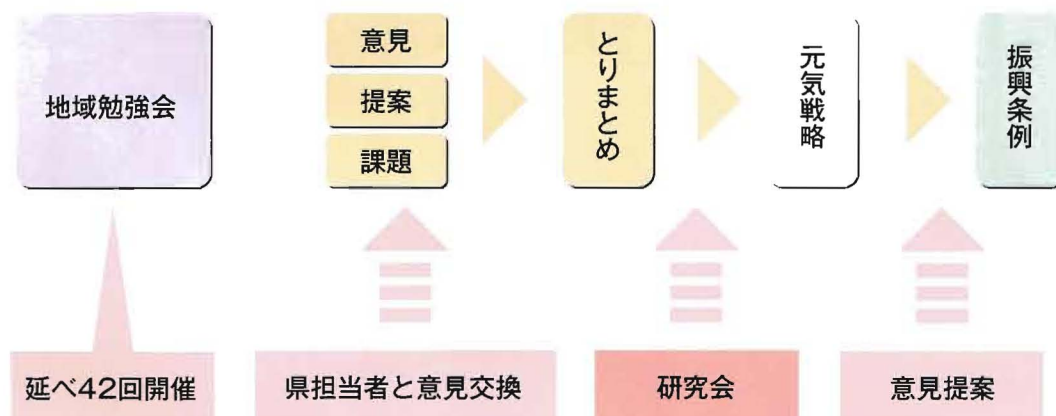
「県内企業数（全産業）のうち中小企業の割合が99.8%を占めていることから、中小企業の動向が県内経済、県民生活に与える影響は極めて大きく、中小企業にとっての事業環境の向上を図っていくことが県の商工政策の柱となる」という見地から、官公需施策として、行政による中小企業の参入機会の拡大に努める必要が生じた。

官公需対策については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第7条の規程を受け、県においても「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を作成し実施しているが、地域の活性化と中小企業の活性化が好循環・相乗効果を生み出すよう、中小企業振興条例を策定し推進することとした。

【プロセスと特徴】

県内各地で自主的に開催される中小企業者の集まりである「地域勉強会」に県職員が参加し、地域の現状や課題について意見交換を行った（延べ42回の勉強会を開催し900人以上が参加）。その結果や勉強会に参加した中小企業者や学識経験者を交え「中小企業振興に向けた研究会」を立ち上げ検討し、条例が策定されることとなった。

検 討 過 程

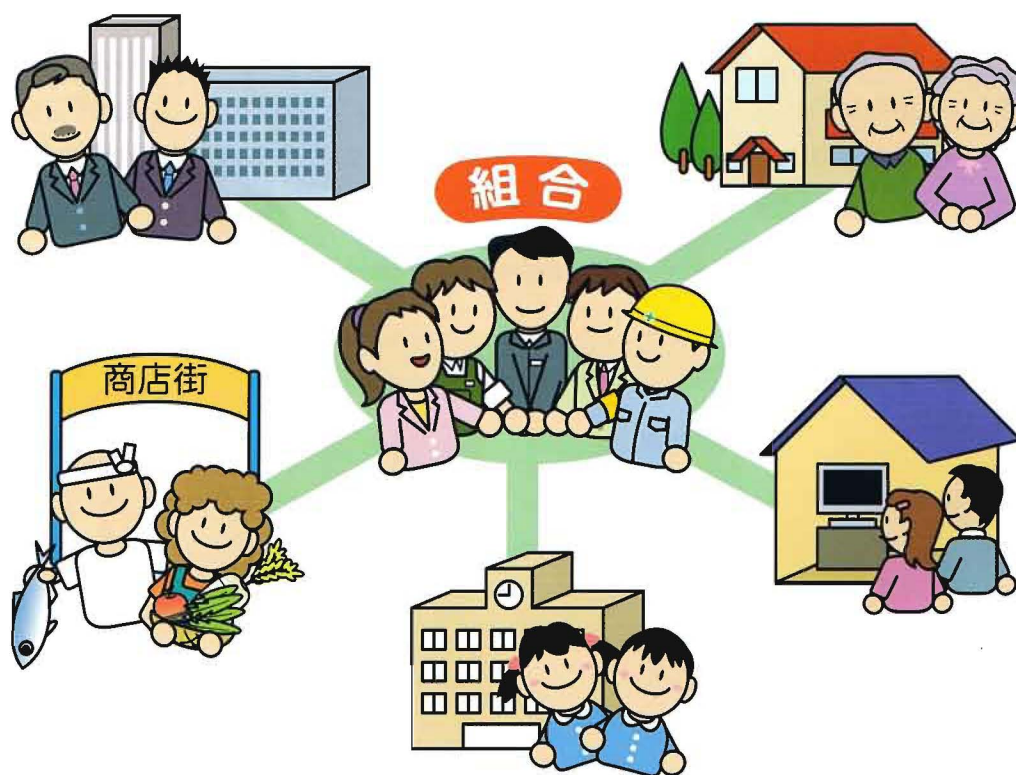


<「街の電器店」 1190台受注>

B 電機商業組合

B電機商業組合では、市内の小中学校で使用する地上デジタルテレビ計1190台を大手量販店等を抑えて落札した。地上デジタルテレビを組合で受注することは全国でも初めてのことであった。組合の市教育委員会に対する積極的な陳情活動、家電メーカーとの交渉による大手量販店との同等の入札価格、そしてリサイクル組合との連携による大手量販店にはない迅速なアフターサービス等による成果であった。

1190台のデジタルテレビは、事業規模を問わず、1家電店約20台で配分し、町全体の活性化となった。また、波及効果として他市でも地上デジタルテレビを受注することができた。さらには、県外より組合に対する問い合わせ、視察も増加し、組合の知名度と信頼が向上した。



<文具の一括調達による共同受注>

C 文具協同組合

C文具協同組合では、国から事務用品の一括調達の方針が出たことをきっかけに、組合員の販路開拓のため共同受注事業へチャレンジし、最高裁判所の発注案件を落札した。

一括発注による最高裁判所の納入先は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、そのほかにも研修所などかなりの数に上る。納入先は近郊に限定されているが、発注部署ごとに、納品物の仕分けを現地で行なわなければならないなどの作業も発生しており、当初考えていた以上に手間のかかる仕事となっている。しかし、組合で納入する指定された品目以外のものについては組合員が単独で入札ができるため、大量に使用する消耗品以外のものでの単独入札については、販路を見い出してきており、組合員のための事業として価値あるものになっている。

また、組合員間の連携については、過去の実績や決算書を開示するなどしており、その意思疎通度・緊密度は非常に高く、他の組合の範となるべきものである。

組合員の販路が広がるのが共同受注の最大の効果であり、組合員企業の中には官公需のための営業担当者を採用したところが数社あり、官公需に対する意識が変化したことも大きな効果と言える。

4

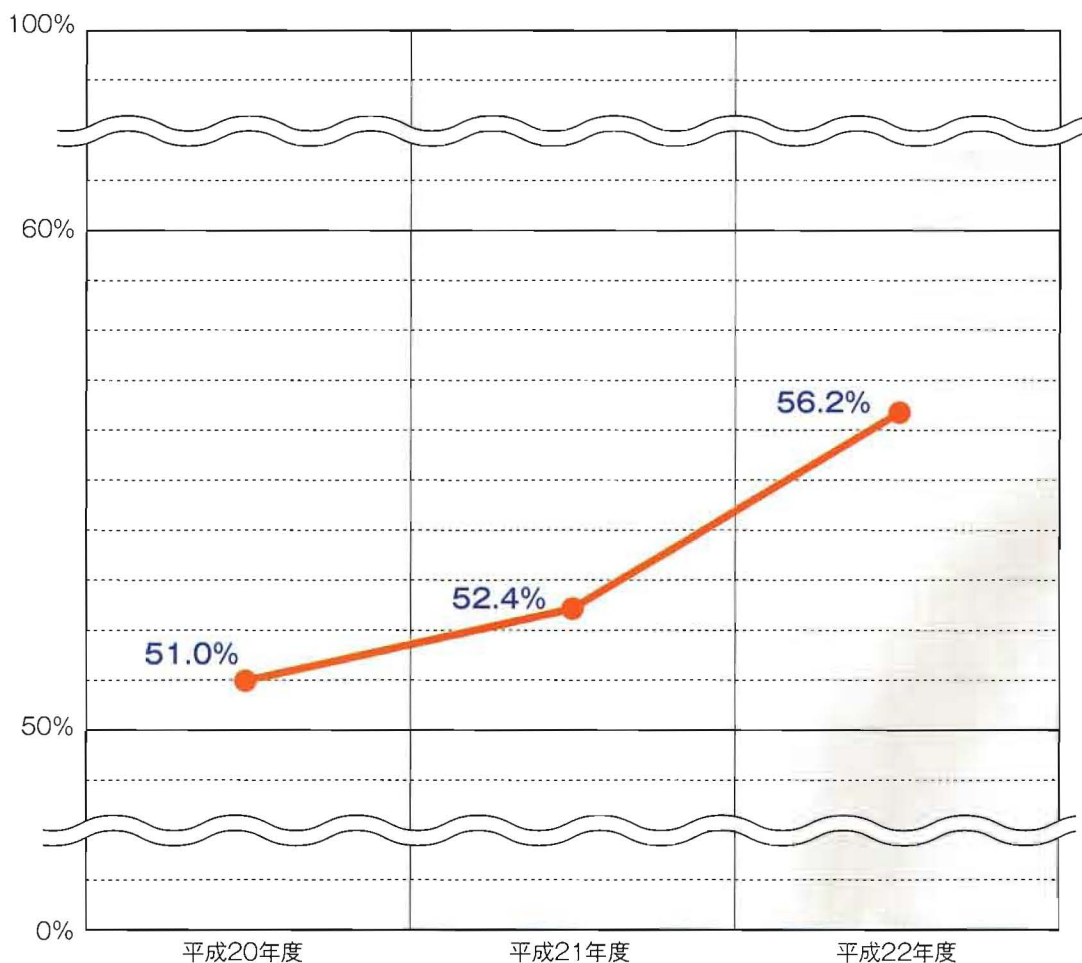
平成22年度国等の契約の方針

「平成22年度国等の契約の方針」の主なポイント

(1) 中小企業者の自助努力への支援強化

- ① 全国の中小企業団体中央会に、官公需に関する中小企業者からの相談窓口として「官公需総合相談センター」を設置する。
- ② 人件費割合の高い役務契約において、低入札価格調査制度を通じて、入札価格内訳書を徴収し、落札者名の公表を徹底するなどダンピング防止対策の充実強化を図る。
- ③ 旧道路公団などの官公需法の対象外となっていた特殊会社に対しても、国の取組に準じた努力を所管大臣より要請する。

中小企業向け契約目標率の推移



平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針

平成22年6月18日

閣 議 決 定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条第2項に基づき、平成22年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要である。

こうした認識の下、国等（官公需法第2条第2項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するとともに、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国がその株式の全てを保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。



4 平成22年度国等の契約の方針

第1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成22年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表

- ① 国等は、中小企業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第2項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するものとする。
- ② 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

(2) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(3) 発注部局における「相談窓口」の設置

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。

(4) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 中小企業者が発注に関連する情報を入手しやすくするため、全国中小企業

団体中央会の協力を得て、中小企業庁がインターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を運営し、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業者が一括して入手できるようにする。

② また、中小企業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報を始めとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業者に提供するものとする。

③ さらに、中小企業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

(5)「官公需総合相談センター（仮称）」の設置

中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が、官公需に関する中小企業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等を行う窓口を設置する事業を支援する。

2 中小企業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 分離・分割発注の推進

① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定

国等は、物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。

(3) 銘柄指定の廃止

国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を

除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合においては複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(4) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって指名競争制度を利用する場合並びに少額の契約案件にあつては、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(5) 官公需適格組合等の活用

- ① 国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用にも努めるものとする。
- ③ 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

(6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(7) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

3 中小企業者の特性を踏まえた配慮

(1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

(2) 地域の中小企業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(3) 中小企業者の適切な評価

- ① 国等は、工事等の発注に当たっては、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとする。
- ② 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ③ 国等は、工事等以外の役務の発注に当たっても、地域への精通度等が事業の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる契約について、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業者の適切な評価等と積極的な活用努めるものとする。

(4) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早



平成22年度国等の契約の方針

期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(5) 新規開業中小企業者の参入への配慮

- ① 国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。
- ② 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。



4 ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講じる。

(1) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。
- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(2) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

- ③ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

第2 中小企業者向け契約目標

国等は、上記第1に掲げる措置を講ずること等により、平成22年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の金額が、約3兆8,656億円、比率が、56.2%となるよう努めるものとする。

第3 官公需対策における政府一体の取組み

(1) 方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第1の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

(3) 地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。





関係法令等

1. 中小企業基本法（抄）

（昭和38年7月20日法律第154号 最終改正 平成18年4月26日法律第33号）
（国等からの受注機会の増大）

第21条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

2. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（抄）

（昭和41年6月30日法律第97号 最終改正平成17年10月21日法律第102号）
（目 的）

第1条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

（受注機会増大の努力）

第3条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等）

第4条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

（国等の契約の実績の概要の通知）

第5条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

5 関係法令等

(地方公共団体の施策)

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

3. 予算決算及び会計令(抄) (昭和22年勅令第165号)

第7章 契 約

第4節 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (6) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

—(略)—

- (18) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらのものから直接に物件を買い入れるとき。



4. 中小企業憲章

行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

1. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

2. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

3. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

4. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

5. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の

要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

6. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

7. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

8. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

結 び

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

官公需適格組合行動憲章

平成17年6月23日制定

平成21年6月9日改定

1. 官公需適格組合は、組合員企業の経営の安定と組合の受注能力の向上に努める。
2. 官公需適格組合は、地域社会に融和し愛される組合であり続けるため、積極的な社会貢献活動を実施するとともに、情報開示や地域社会とのコミュニケーションに努める。
3. 官公需適格組合は、官公需をはじめ、あらゆる発注に関して、適正価格での受注に努める。
4. 官公需適格組合は、地球環境問題の重要性を認識し、循環型社会の実現、CO₂排出削減等に対して十分な配慮と対応に努める。
5. 官公需適格組合は、IT化、技術開発、品質の向上、コスト縮減など経営革新に努める。
6. 官公需適格組合は、組合員企業の雇用の確保と従業員の技術・能力の向上等を支援し、安全で働きやすい労働環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現に努める。
7. 官公需適格組合は、法令を遵守するものとする。

都道府県中小企業団体中央会 官公需総合相談センター一覧

中 央 会	〒	所 在 地	電話番号	URL
北海道中央会	060-0001	札幌市中央区北1条西7(プレスト1・7)	011(231)1919	http://www.h-chuokai.or.jp/
青森県中央会	030-0802	青森市本町2-9-17(青森県中小企業会館内)	017(777)2325	http://www.jongara-net.or.jp/
岩手県中央会	020-0023	盛岡市内丸14-8(県米連ビル内)	019(624)1363	http://www.ginga.or.jp/
宮城県中央会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2(宮城県商工振興センター)	022(222)5560	http://www.chuokai-miyagi.or.jp/
秋田県中央会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47(秋田県商工会館内)	018(863)8701	http://www.chuokai-akita.jp/
山形県中央会	990-8580	山形市城南町1-1-1(霞城セントラル14F)	023(647)0360	http://www.chuokai-yamagata.or.jp/
福島県中央会	960-8053	福島市三河南町1-20(コラッセふくしま会館内)	024(536)1261	http://www.chuokai-fukushima.or.jp/
茨城県中央会	310-0801	水戸市桜川2-2-35(茨城県産業会館内)	029(224)8030	http://www.ibarakiken.or.jp/
栃木県中央会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4(栃木県産業会館3F)	028(635)2300	http://www.tck.or.jp/
群馬県中央会	371-0026	前橋市大手町3-3-1(群馬県中小企業会館内)	027(232)4123	http://www.chuokai-gunma.or.jp/
埼玉県中央会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5(大宮ソニックシティ 9F)	048(641)1315	http://www.saikumi.or.jp/
千葉県中央会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-2(千葉県中小企業会館内)	043(242)3277	http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/
東京都中央会	104-0061	中央区銀座2-10-18(東京都中小企業会館内)	03(3542)0386	http://www.tokyochuokai.or.jp/
神奈川県中央会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80(神奈川県中小企業センター 9F)	045(633)5131	http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/
新潟県中央会	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1(新潟県中小企業会館内)	025(267)1100	http://www.chuokai-niigata.or.jp/
長野県中央会	380-0936	長野市中御所岡田131-10(長野県中小企業指導センター 4F)	026(228)1171	http://www.alps.or.jp/
山梨県中央会	400-0035	甲府市飯田2-2-1(山梨県中小企業会館内)	055(237)3215	http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
静岡県中央会	420-0853	静岡市葵区追手町44-1(静岡県産業経済会館内)	054(254)1511	http://www.siz-sba.or.jp/
愛知県中央会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7(愛知県産業貿易館西館2F)	052(229)0044	http://www.aiweb.or.jp/
岐阜県中央会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53(岐阜県県民ふれあい会館8F)	058(277)1100	http://www.chuokai-gifu.or.jp/
三重県中央会	514-0004	津市栄町1-891(三重県合同ビル内)	059(228)5195	http://cniss.chuokai-mie.or.jp/
富山県中央会	930-0083	富山市総曲輪2-1-3(富山商工会議所ビル内)	076(424)3686	http://www.chuokai-toyama.or.jp/
石川県中央会	920-8203	金沢市鞍月2-20(石川県地場産業振興センター新館5F)	076(267)7711	http://www.icnet.or.jp/
福井県中央会	910-0005	福井市大手3-7-1(織協ビル内)	0776(23)3042	http://www.chuokai-fukui.or.jp/
滋賀県中央会	520-0806	大津市打出浜2-1(コラボしが21 5F)	077(511)1430	http://www.chuokai-shiga.or.jp/
京都府中央会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17(京都府中小企業会館内)	075(314)7131	http://www.chuokai-kyoto.or.jp/
奈良県中央会	630-8213	奈良市登大路町38-1(奈良県中小企業会館内)	0742(22)3200	http://www.chuokai-nara.or.jp/
大阪府中央会	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5(マイドームおおさか6F)	06(6947)4370	http://www.maido.or.jp/
兵庫県中央会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3(兵庫県民会館内)	078(331)2045	http://www.chuokai.com/
和歌山県中央会	640-8152	和歌山市十番丁19(Wajima十番丁ビル4F)	073(431)0852	http://www.chuokai-wakayama.or.jp/
鳥取県中央会	680-0845	鳥取市富安1-96(中央会会館内)	0857(26)6671	http://www.chuokai-tottori.or.jp/
島根県中央会	690-0886	松江市母衣町55-4(島根県商工会館内)	0852(21)4809	http://www.crosstalk.or.jp/
岡山県中央会	700-0817	岡山市北区弓之町4-19-202(岡山県中小企業会館2F)	086(224)2245	http://www.okachu.or.jp/
広島県中央会	730-0011	広島市中区基町5-44(広島商工会議所ビル6F)	082(228)0926	http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/
山口県中央会	753-0074	山口市中央4-5-16(山口県商工会館内)	083(922)2606	http://www.axis.or.jp/
徳島県中央会	770-8550	徳島市西新町2-5(徳島経済センター内)	088(654)4431	http://www.tkc.or.jp/
香川県中央会	760-8562	高松市福岡町2-2-2-401(香川県産業会館内)	087(851)8311	http://www.chuokai-kagawa.or.jp/
愛媛県中央会	791-1101	松山市久米窪田町337-1(テクノプラザ愛媛3F)	089(955)7150	http://www.bp-ehime.or.jp/
高知県中央会	781-5101	高知市布師田3992-2(高知県中小企業会館内)	088(845)8870	http://www.kbiz.or.jp/
福岡県中央会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15(福岡県中小企業振興センター 9F)	092(622)8780	http://www.chuokai-fukuoka.or.jp/
佐賀県中央会	840-0831	佐賀市松原1-2-35(佐賀商工会館内)	0952(23)4598	http://www.aile.or.jp/
長崎県中央会	850-0031	長崎市桜町4-1(長崎商工会館9F)	095(826)3201	http://www.nagasaki-chuokai.or.jp/
熊本県中央会	860-0801	熊本市安政町3-13(熊本県商工会館内)	096(325)3255	http://www.kumachu.or.jp/
大分県中央会	870-0026	大分市金池町3-1-64(大分県中小企業会館内)	097(536)6331	http://www.chuokai-oita.or.jp/
宮崎県中央会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31(宮崎県中小企業会館内)	0985(24)4278	http://www.himuka.or.jp/
鹿児島県中央会	892-0821	鹿児島市名山町9-1(鹿児島県産業会館内)	099(222)9258	http://www.satsuma.or.jp/
沖縄県中央会	901-0152	那覇市字小椋1831-1(沖縄産業支援センター 605)	098(859)6120	http://www.ocnet.or.jp/
全国中央会	104-0033	東京都中央区新川1-26-19(全中・全味ビル内)	03(3523)4902	http://www.chuokai.or.jp/